

記載要領

雇用(予定)期間等(No.3)

- 無期の場合は雇用開始日のみを、有期の場合はその期間を記載してください。

本人就労先事業所(No.4)

- 右上欄に記載の所在地と異なる場合は本人が実際に働いている勤務先住所を記載してください。

就労時間(No.6)

- 就労の合計時間は、休憩時間を含めた時間(月間)を記載してください。雇用契約に基づく就労時間であり、実績ではありません。
- 日々の労働時間が定められていない場合は、雇用契約に基づく就労時間を記載してください。
- 雇用契約上の就労時間であるため、残業時間は除いてください。
- 育児短時間勤務制度を利用している場合でも、制度利用前の就労時間数を記載してください。

就労実績(No.7)

- 直近3か月の実績を記載してください。
- 日数に有給休暇を含み時間数に休憩・残業時間を含みます。
- 育児休業中の方は、休業前の実績を記載してください。
- 育児短時間勤務制度等を利用している場合は、制度利用の上での勤務時間数を記載してください。

産前・産後及び育児休業等の取得(No.8~10)

- 取得予定も含みます。
 - 法令上の休業に限らず法人独自の就業規則等に基づいた休業も含みます。
 - 終了日が確定していない場合でも終了予定日を記載してください。
- ※育児休業に係る子どもの保育施設入所が決定した場合、原則、**入所後1ヵ月以内の復職が必要**です。

※就労証明書のダウンロード(Excel版・PDF版)や詳しい記載要領については、[当市ホームページ](#)をご覧ください。

〈事業所の方へ〉

- ◆この用紙は保育施設・放課後児童クラブ等の利用にあたり必要な書類です。
雇用主(事業主)記載欄(太枠内)は必ず雇用主(事業主)が記載してください。
- ◆押印は必要ありません。
- ◆四国中央市から雇用主(事業主)又は記載者に連絡する場合があります。
- ◆事実に相違した場合は、保育施設・放課後児童クラブ等を利用できなくなることがあります。

〈保護者の方へ〉

- ◆保育認定を受けるためには、1ヵ月に64時間以上の就労が必要です。(休憩時間含む)
※放課後児童クラブは、1ヵ月の就労時間に条件はありません。
- ◆<保護者記載欄>利用(予定)施設・事業所の枠内は、保育施設申込み中の場合は第1希望施設、放課後児童クラブ申込み中の場合は在籍小学校のクラブ名を記載してください。また、きょうだい利用(申込み)している場合は、きょうだい分も記載してください。
- ◆就労証明書は原本を提出していただきますが、きょうだいで同時に申請する場合はどちらかは写しでも可能です。
- ◆保護者自身が雇用主(事業主)で、かつ、その事業所等が法人化していない場合は、保育施設利用の場合のみ開業届や確定申告書の写し等を一緒に提出してください。※放課後児童クラブの場合は様式が異なります。

〈注意事項〉

(保育施設利用関係)

- ◆就労時間が120時間に満たない場合で、通勤時間等の正当な理由で標準時間の利用を希望する場合は、別途「保育必要量の認定についての変更申請書(標準時間に変更)」が必要です。

(放課後児童クラブ利用関係)

- ◆下のきょうだいの保育施設入所が未定の場合、放課後児童クラブは入所できません。
- ◆育児休業中に復職予定で申し込みをする場合、放課後児童クラブの利用開始は復職日以降となります。

- ◆ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。
(保育所関係連絡先)TEL 0896-28-6022 (放課後児童クラブ関係連絡先)TEL0896-28-6072